

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件 二七三
- 計量器の定期検査を実施する件 二七三
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 二七四
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二七四
- 道路の区域を変更する件 二七四
- 道路の供用を開始する件 二七四

公 告

- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二七五
- 落札者を決定した件 二七五
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 二七五
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七六
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指定した件 二七六

告 示

福島県告示第三百六十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名称

医療法人保科病院

所在地

郡山市細沼町二二二

(地域医療課)

福島県告示第三百六十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡川俣町(山木屋を除く。)	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	八月三十一日 午後一時から 午後三時三〇分まで	川俣町中央公民館
東白川郡矢祭町		九月一日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	矢祭町山村開発センター
同 郡鮫川村		九月二日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同
同 郡塙町		九月六日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	鮫川村公民館
同 郡棚倉町		九月七日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	塙町公民館
同 郡棚倉町		九月八日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	棚倉町役場
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同
右に掲げる町村		九月一、二日から一〇月七日まで(土曜日、日曜日、九月一日及び	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

同月二三日を除く。
午前一〇時から
午後三時まで

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達郡川俣町（山木屋を除く）、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一月一日から二月二日まで（土曜日、日曜日、一月三日及び同月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百七十号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十三年福島県告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

表南会津郡南会津町の項中「高野第四 鹿毛沢」を「高野第四 鹿毛沢」に改める。
（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市月舘町月舘字梶内四二の二、字梶内山一一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道いわき上三坂小野線	石川郡古殿町大字大久田字高房五一番三地先から同 郡同 町大字大久田字高房五〇番二地先まで	変更前 変更後	四・五 二一・八 九・〇 二四・〇	二九一・七 二九一・七

（道路計画課）

福島県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市粟津字粟津二四番一地先から同 市山上字山岸一一〇番一地先まで	平成二十三年七月二九日

福島県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十三年七月二十九日

(道路計画課)

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 本宮市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 本宮都市計画下水道事業（本宮市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年二月二十二日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十二年二月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで
（変更後） 昭和五十二年二月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十八年福島県告示第三百二十三号）の事業地に本宮市荒井字八合田の全区域を加える。
同事業地に本宮市本宮字葎ヶ入、高木字平内及び字大学並びに荒井字西原及び字青田原の各一部の区域を加える。
同事業地のうち本宮市荒井字新介、字百目木及び字前田、関下字神座並びに岩根字向原の各一部の区域を変更する。
同事業地のうち本宮市岩根字下土測の全区域を削除する。
使用の部分 なし。

(下水道課)

公 告

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年7月29日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定職務の名称及び数量
- 県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県総務部文書管理総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 落札者を決定した日 平成23年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号

5 落札金額

13,986,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成23年5月13日

(施設管理課)

公告第三百三十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十三年五月から同年六月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

平成23年5月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
たい肥	有限会社上野牧場	有機みちこ	1.7	2.8	3.1	25	125	1.5	13.4	37.5	
たい肥	石井仙一	堆肥	1.0	2.0	2.2	12	85	0.8	15.6	57.7	

平成23年6月分

(特殊肥料)

特殊肥料	生産業者、輸入業者又は届出名	検査の結果						備考
		TCu	TZn					
特殊肥料	生産業者、輸入業者又 届出 名							

の指定名	は販売業者	(及び商品名)	TN (%)	TP (%)	TK (%)	(mg/kg)	(mg/kg)	TCaO (%)	C/N	水分 (%)
たい肥	橋本芳英	牛の堆肥	0.7	0.7	1.5	9	44	0.9	20.4	58.1
たい肥	斎藤喜一郎	牛糞堆肥	0.8	1.4	1.4	7	47	0.4	20.7	60.2

注 主成分の略号は次のとおりである。

TNー窒素全量、TPーりん酸全量、TKー加里全量、TCuー銅全量、TZnー亜鉛全量、TCaOー石灰全量、C/Nー炭素窒素比、水分ー水分含有量 (農業総合センター)

公告第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第九十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十三年七月十二日次のとおり指定した。

平成二十三年七月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
ハーモニーあいづ	会津若松市一箕町松長五丁目二番三二